

改 正 案					現 行				
周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考	周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5100MHzから 5140MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下		5100MHzから 5140MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			東北総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	信越総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			信越総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	北陸総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			北陸総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	東海総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			東海総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	近畿総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			近畿総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			中国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			四国総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			九州総合通信 局管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
	沖縄総合通信 事務所管内	平成29年6月 30日まで	1W以下			沖縄総合通信 事務所管内	平成29年6月 30日まで	1W以下	
<u>5650MHzから</u> <u>5830MHzまで</u>	<u>東北総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成29年6月</u> <u>30日まで</u>	<u>1W以下</u>	<u>注3</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る。